



日本郵便の待遇格差を巡る訴訟の上告審判決を受け、最高裁判前で垂れ幕を掲げる原告ら=15日午後、東京都千代田区で

## 同一労働同一賃金を巡る動き

2013年 4月	正社員と非正規労働者の不合理な格差禁止を柱の一つとした改正労働契約法が施行
17年3月	政府が同一労働同一賃金導入を盛り込んだ「働き方改革実行計画」を決定
18年12月	厚生労働省が同一労働同一賃金のガイドラインを策定
20年4月	働き方改革関連法に基づき、同一労働同一賃金が大企業で先行導入
10月	非正規の待遇格差を巡る5訴訟で最高裁が判決
21年4月	中小企業にも同一労働同一賃金を導入予定

たゞ、現場の困惑は大き  
い。群馬県で金属加工会社を営む男性は「待遇を同様にしてしまって、頑張つている正社員がへそを曲げる。配偶者控除の範囲で働きたい人も多い」と悩ま

龍谷大の脇田滋名著教（労働法）は「日本型雇用は非正規への差別を前提しており変えていくべきだ。日本型雇用を踏まえ今の法律の枠組みでは、これまで以上の是正は難しい」と指摘した。

# ◆ 非正規待遇 判決出そろう

最高裁は十五日、日本郵便の契約社員に扶養手当などの支給を認める判断を下した。正規労働者の待遇格差を巡る五訴訟の判決が出そった。手当や休暇の付与は広がった一方、賞与と退職金という賃金の「本丸」は格差是正の道筋が示されず、経営側には早くも待遇改善をためらう動きが出ていた。

## 賃金の「本丸」是正なし

と退職金の支払いを認めない判決を言い渡した十三日夜。関東地方の大学と、非

正期への賞与支給などを求めて団体交渉に臨んだ労働組合「ブレカリアートユニオン」の清水直子委員長は大學生側の強硬な発言に耳を疑つた。「不合理な格差に当たる」とは考えない。判決前は労組の訴えに耳を傾ける姿勢を示していたが態度を硬化させた。

清水委員長は「判決が早めに成立する。多くの名前が出ていた。連合の神里・森川の実態を

十三日の判決は、賃金体系の決定に経営者側の裁量権を広く認めて、雇用環境次第では「不合理な格差」が認められることがあり得ると指摘。補足意見で労使交渉の重要性にも言及した。

合「ブレカリアートユニオン」の清水直子委員長は大學生側の強硬な発言に耳を疑つた。「不合理な格差に当たる」とは考えない。判決前は労組の訴えに耳を傾ける姿勢を示していたが態度を硬化させた。

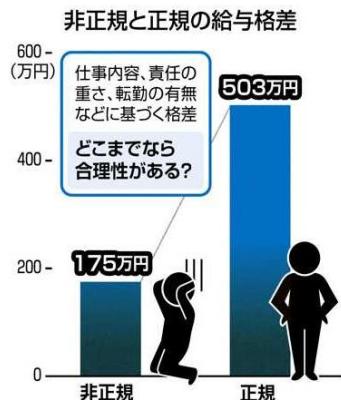
清水委員長は「判決が早めに成立する。多くの名前が出ていた。連合の神里・森川の実態を

正期への賞与支給などを求めて団体交渉に臨んだ労働組合「ブレカリアートユニオン」の清水直子委員長は大學生側の強硬な発言に耳を疑つた。「不合理な格差に当たる」とは考えない。判決前は労組の訴えに耳を傾ける姿勢を示していたが態度を硬化させた。

清水委員長は「判決が早めに成立する。多くの名前が出ていた。連合の神里・森川の実態を

進めるとした

◆  
基  
準



\*年間平均給与。  
2019年国税庁・民間給与実態統計調査から

**W 旧労働契約法20条 契約社員やパートなど非正規労働者と正社員との不合理な待遇格差を禁じる規定。**2013年の改正法施行で新設された。不合理かどうかは職務内容や責任の程度、配置変更の範囲、その他の事情を踏まえて判断される。最高裁は18年6月の判決で、賃金総額での比較のみではなく、給与や手当といった個別項目ごとの趣旨を考慮すべきだとの判断枠組みを示した。パートタイム・有期雇用労働法8条に引き継がれ、大企業向けには今春4月から適用されわた

契約更新を繰り返して長期間働いている原告に、支給の趣旨が明確な扶養手当などを認めないのは「不合理」と断じた。

まいさもあり、「そもそも同一労働同一賃金の内容を知りたい」といった相談があるという。

## 「日本型」根幹に差別

政府が設けた相談窓口